

4 島根県立大学短期大学部教職課程履修規程

令和2年4月1日
島根県立大学短期大学部規程第61号

(目的)

第1条 この規程は、島根県立大学短期大学部における教職課程の履修方法等に関し島根県立大学短期大学部履修規程（以下「履修規程」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(履修科目及び単位数)

第2条 島根県立大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第31条に定める幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は、下記の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 学則第28条に定める卒業の要件を満たしていること。
- (2) 別表1に掲げる授業科目から、幼稚園教諭二種免許状取得に必要な単位を全て修得していること。
- (3) 別表2に掲げる授業科目から、下表に定める所定の単位を修得していること。このうち、大学が独自に設定する科目の単位数は、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」「教育実践に関する科目」の単位数の余剰単位数をあてることができる。

免許状の種類	教育職員免許法施行規則に定める科目区分 ()内の数字は免許状取得に必要な最低修得単位数	単位数	
		必修 (選択必修)	選択
幼稚園教諭免許状	領域及び保育内容の指導法に関する科目(12)	13	—
	教育の基礎的理解に関する科目(6)	12	—
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(4)	4	—
	教育実践に関する科目(7)	7	—
	大学が独自に設定する科目(2)	2	—

(教職課程受講登録)

第3条 教職課程を履修しようとする者は、別に定める期日までに、教職課程履修登録届（様式第1号）を教務学生課に提出しなければならない。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（第2条関係）

幼稚園教諭二種免許状（8単位を修得する）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目の名称	単位数		備 考
		必修	選択	
日本国憲法(2)	日本国憲法	2		教育職員免許状取得のための必修科目全ての単位を修得すること
体育(2)	健康スポーツ概論	1		
	健康スポーツ I	1		
外国語コミュニケーション(2)	基礎英語 I	1		
	基礎英語 II	1		
情報機器の操作(2)	保育情報活用法 I	1		
	保育情報活用法 II	1		

(注) 「教育職員免許法施行規則に定める科目区分」の欄中の () 内の数字は必要な単位数

別表2 教科及び教職に関する科目（第2条関係）

幼稚園教諭（38単位以上修得する）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	授業科目の名称	単位数		備 考
		必修	選択	
領域及び保育内容の指導法に関する科目 (12)	幼児と健康	1		教育職員免許状取得のための必修科目全ての単位を修得すること
	幼児と人間関係	1		
	幼児と環境	1		
	幼児と言葉	1		
	幼児と表現	1		
	保育内容総論 I	1		
	保育内容総論 II	1		
	保育内容・健康の指導法	1		
	保育内容・人間関係の指導法	1		
	保育内容・環境の指導法	1		
	保育内容・言葉の指導法	1		
	保育内容・表現の指導法 I	1		
	保育内容・表現の指導法 II	1		
	教育の基礎的理解に関する科目 (6)	教育原理	2	
保育者論		2		
教育制度論		1		
教育心理学		2		
発達心理学		2		
特別支援教育		1		
教育保育課程論		2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (4)		教育方法論	1	
	幼児理解の方法	1		
	幼児理解と教育相談	2		
教育実践に関する科目 (7)	教育実習指導	1		
	教育実習	4		
	保育教職実践演習	2		
大学が独自に設定する科目 (2)	保育内容演習 I	1		
	保育内容演習 II	1		

(注) 「教育職員免許法施行規則に定める科目区分」の欄中の () 内の数字は必要な単位数

教職課程履修登録届

年 月 日

島根県立大学短期大学部学長 様

学 科 名
学籍番号
氏 名

私は、下記のとおり教職課程を履修したいので、島根県立大学短期大学部教職課程履修
規程第3条の定めにより届け出ます。

記

履修を希望する免許の名称